

職発 0217 第 1 号
平成 24 年 2 月 17 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

厚生労働省職業安定局長



「宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」の制定について

東日本大震災による被害に対する障害者雇用納付金に係る申告書の提出、納付又は徴収に関する期限（以下「納付期限等」という。）の延長措置については、「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について」（平成 23 年 3 月 24 日付け職発 0324 第 8 号。以下「延長通知」という。）により通知したところであるが、本日、別紙のとおり、「宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」（平成 24 年厚生労働省告示第 54 号）が告示された。

その内容は下記 1 のとおりであるので、下記 2 の内容と併せて御了知の上、貴機構の職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

記

- 1 宮城県石巻市、東松島市及び牡鹿郡女川町（別表 1 参照）に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金（以下「当該地域に係る障害者雇用納付金」という。）の延長後の納付期限等は、平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 4 月 1 日までにその期限が到来するものについて、平成 24 年 4 月 2 日（以下「本件期限」という。）とすること。なお、本件期限までに納付金の申告又は納付ができないと認める場合には、事業主の申請により、期日を指定して当該期限を延長するものであること。
また、延長後の納付期限等を指定していない地域内（別表 2 参照）に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金の延長後の納付期限等は、別途これらの地域における災害の状況等を踏まえ定められること。
- 2 本件期限到来後は、当該地域に係る障害者雇用納付金についても、一定の要件に該当すれば、延長通知記の 2 の「個別の申請による障害者雇用納付金の納付猶予措置」の対象となるので、このことについて 1 の内容と併せて周知を図り、相談に応じるなど、事業主に対して適切な対応をすること。

○平成 24 年 4 月 2 日を延長後の納付期限等として厚生労働省告示による指定を行う地域（別表 1）

都道府県名	地 域
宮城県	石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町

○延長後の納付期限等を指定していない地域（別表 2）

都道府県名	地 域
福島県	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の地方交付税の交付時期及び交付額の特例に関する省令
（総務九）

○工場立地法施行規則の一部を改正する省令
（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）

○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（防衛一）

〔告 示〕

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第九項の規定に基づき平成二十三年度補正予算に係る特定補助金を指定する件
（総務・経済産業一）

○信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件（法務五七）

○東日本大震災に係る関税法第二条の三第一項の規定による指定地域の一部について別に定める日を指定する件（財務六二）

○緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準の一部を改正する告示
（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通二）

○在外教育施設を認定した件
（文部科学二三）

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第九項の規定に基づき平成二十三年度補正予算に係る特定補助金を指定する件
（文部科学・経済産業一）

○宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件（厚生労働五四）
（農林水産四一三）

○農作物基準共済掛金率等を定める件
（農林水産四一三）

○農業災害補償法第八十六条第二項の農林水産大臣が定める割合等を定める件（同四一四）

○園芸施設基準共済掛金率等を定める件（同四一五）

○保安林の指定施業要件を変更する件（同四一六、四一九）

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第九項の規定に基づき平成二十三年度補正予算に係る特定補助金を指定する件
（農林水産・経済産業一）

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第九項の規定に基づき平成二十三年度補正予算に係る特定補助金を指定する件
（経済産業二三）

○中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件（同二四）

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第九項の規定に基づき平成二十三年度補正予算に係る特定補助金を指定する件
（経済産業・国土交通一）

○砂防法第二条の土地を指定する件
（国土交通一七七、一八〇）

○航路標識に関する件
（海上保安庁四三）

○水路測量の実施に関する件（同四四）

○海技免状の無効を宣する件
（海難審判所一）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

法務省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）
公調委平成二十二年（フ）第三号栃木県那須塩原市戸田字那須東原地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件の審理
（公害等調整委員会公示一）

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、土地家屋調査士懲戒処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社整理、再生関係

会社その他

○財務省告示第六十二号
関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二条の三第一項の規定に基づき、財務大臣が平成二十三年(二十一年)東北地方太平洋沖地震による同項に規定する指定地域への影響の程度を勘案して別に定める日を次のように定める。
平成二十四年二月十七日
財務大臣 安住 淳

財務大臣が平成二十三年(二十一年)東北地方太平洋沖地震による次に掲げる指定地域への影響の程度を勘案して当該指定地域に係る別に定める日を平成二十四年四月一日とする。
都道府県 指定地域
宮城県 石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町

都道府県	指定地域
宮城県	石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町

○財務省 厚生労働省、農林水産省、経済産業省、告示第二号
国土交通省
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第五号)の一部の施行に伴い、及び工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)第四条の二第三項の規定に基づき、緑地面積

○文部科学省告示第二十三号
在外教育施設の認定等に関する規程(平成二十三年文部省告示第百十四号)第一条の規定により、高等学校の課程と同等の課程を有する在外教育施設の認定等に関する規程第二十二條第一項の規定に基づき告示する。
平成二十四年二月十七日
文部科学大臣 平野 博文

○文部科学省告示第一号
経済産業省
中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第十八号)第二条第九項の規定に基づき、文部科学省から交付する平成二十三年度補正予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。
平成二十四年二月十七日
文部科学大臣 平野 博文

名 称	位 置
如水館バンク(高等部)	タイ王国バンコク

○文部科学省告示第一号
経済産業省

○農林水産省告示第四十三号
農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第百七条第二項及び第三項、第百二十三条第一項第一号、第百三十五条第一号並びに第百三十六条第二項の規定に基づき、農作物共通掛金標準率、農作物通常標準率、農作物通常共済掛金標準率、農作物通常責任保険歩合、農作物異常標準被害率及び農作物再保険料率を次のように定める。
平成二十四年二月十七日
農林水産大臣 鹿野 道彦

○農林水産省告示第四十三号
農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第百七条第二項及び第三項、第百二十三条第一項第一号、第百三十五条第一号並びに第百三十六条第二項の規定に基づき、農作物共通掛金標準率、農作物通常標準率、農作物通常共済掛金標準率、農作物通常責任保険歩合、農作物異常標準被害率及び農作物再保険料率を次のように定める。
平成二十四年二月十七日
農林水産大臣 鹿野 道彦

率等に関する区域の区分ごとの基準の一部を改正する告示を次のように定めたので、同項の規定に基づき、告示する。
平成二十四年二月十七日
財務大臣 安住 淳

厚生労働大臣 小宮山洋子
農林水産大臣 鹿野 道彦
経済産業大臣 枝野 幸男
国土交通大臣 前田 武志
緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準の一部を改正する告示
大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、告示第二号(平成十年農林水産省、通商産業省、告示第二号)の一部を次のように改正する。
「第四条の二第二項」を「第四条の二第三項」に改める。
「第四条の二第二項」を「第四条の二第三項」に改める。
備考第二項第一号中「都市計画法」の下に「昭和四十三年法律第百号」を加える。
附 則
この告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。

○厚生労働省告示第五十四号
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百八十三條、船員保険法(昭和十四年法律第七十二号)第百三十七條、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十九條(児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第十二條第一項(平成二十二年法律第七十三号)第十二條第一項(平成二十二年法律第十九号)以下「平成二十二年法律第十九号」という)、第二十条第一項の規定により適用される場合並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七十号)以下「平成二十三年法律第七十号」という)第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。及び厚生年金金特例法に基づき、納付又は徴収に関する事項のうち、次に掲げる地域に所在する事業所又は事務所(健康保険法に基づき期限については、全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。)の事業主、当該地域に住所又は主たる事務所を有する船舶所有者(船員保険法第三十二条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者の規定が適用される者、当該地域に主たる事務所を有する厚生年金基金、当該地域に住所を有する厚生年金保険法附則第四

この告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。
附 則
この告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。
附 則
この告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。

名 称	位 置
如水館バンク(高等部)	タイ王国バンコク

○農林水産省告示第四十三号
農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第百七条第二項及び第三項、第百二十三条第一項第一号、第百三十五条第一号並びに第百三十六条第二項の規定に基づき、農作物共通掛金標準率、農作物通常標準率、農作物通常共済掛金標準率、農作物通常責任保険歩合、農作物異常標準被害率及び農作物再保険料率を次のように定める。
平成二十四年二月十七日
農林水産大臣 鹿野 道彦

○農林水産省告示第四十三号
農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第百七条第二項及び第三項、第百二十三条第一項第一号、第百三十五条第一号並びに第百三十六条第二項の規定に基づき、農作物共通掛金標準率、農作物通常標準率、農作物通常共済掛金標準率、農作物通常責任保険歩合、農作物異常標準被害率及び農作物再保険料率を次のように定める。
平成二十四年二月十七日
農林水産大臣 鹿野 道彦

○農林水産省告示第四十三号
農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第百七条第二項及び第三項、第百二十三条第一項第一号、第百三十五条第一号並びに第百三十六条第二項の規定に基づき、農作物共通掛金標準率、農作物通常標準率、農作物通常共済掛金標準率、農作物通常責任保険歩合、農作物異常標準被害率及び農作物再保険料率を次のように定める。
平成二十四年二月十七日
農林水産大臣 鹿野 道彦

該地域に住所を有する厚生年金保険法附則第四條の三第一項の規定による被保険者(同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。)及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第五條第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所を有する若しくは事業所若しくは事務所を有する対象事業主又は当該地域に住所を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に所在する事業場の事業主若しくは平成二十三年三月十一日において、労働保険事務組合であつて当該地域にその主たる事務所を有するもの(以下「特定事務組合」という)に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るものについては、その期限が平成二十三年三月十一日から平成二十四年四月一日までの間に到来するものについて、平成二十四年四月二日とする。
平成二十四年二月十七日
厚生労働大臣 小宮山洋子

○農林水産省告示第四十三号
農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第百七条第二項及び第三項、第百二十三条第一項第一号、第百三十五条第一号並びに第百三十六条第二項の規定に基づき、農作物共通掛金標準率、農作物通常標準率、農作物通常共済掛金標準率、農作物通常責任保険歩合、農作物異常標準被害率及び農作物再保険料率を次のように定める。
平成二十四年二月十七日
農林水産大臣 鹿野 道彦

都道府県名	地 域
宮城県	石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町

○農林水産省告示第四十三号
農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第百七条第二項及び第三項、第百二十三条第一項第一号、第百三十五条第一号並びに第百三十六条第二項の規定に基づき、農作物共通掛金標準率、農作物通常標準率、農作物通常共済掛金標準率、農作物通常責任保険歩合、農作物異常標準被害率及び農作物再保険料率を次のように定める。
平成二十四年二月十七日
農林水産大臣 鹿野 道彦

○農林水産省告示第四十三号
農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第百七条第二項及び第三項、第百二十三条第一項第一号、第百三十五条第一号並びに第百三十六条第二項の規定に基づき、農作物共通掛金標準率、農作物通常標準率、農作物通常共済掛金標準率、農作物通常責任保険歩合、農作物異常標準被害率及び農作物再保険料率を次のように定める。
平成二十四年二月十七日
農林水産大臣 鹿野 道彦